

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年5月21日
東京都

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分	職種	職	勤務場所	職務内容	採用予定人員
一般任期付	福祉	主任	児童相談所	児童福祉司	21名

- ◎ 採用予定人員は、欠員の状況等により増減する可能性があります。
- ◎ 配属先は、都内約11箇所の児童相談所のいずれかになります。

2 任期

令和7年10月1日から令和10年3月31日まで

- ◎ 採用予定者の状況により令和7年11月1日の採用も可能です。採用希望日を申請フォームに記載してください。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和10年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
なお、最長で令和12年3月31日まで任期を延長できる場合があります。

3 日程等

申込締切	令和7年6月30日（月曜日）午後5時まで
第1次選考 結果通知	令和7年7月16日（水曜日）まで ※ 第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考 実施日	令和7年7月22日（火曜日）又は7月24日（木曜日）のうち指定する1日 ※ 会場：東京都庁本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）又は東京都社会福祉保健医療研修センター（東京都文京区小日向4-1-6）予定
最終結果通知	令和7年8月下旬 ※ 第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

4 受験資格

職務内容	必要な資格等	
	※A及びBの両方の要件を満たす必要があります。	
	A	B
児童福祉司	学校卒業後の福祉に関する職務経験が5年以上、かつ当該期間を含めた職務経験年数が下記表1に掲げる学歴区分に応じた年数以上ある人（注1～4）	別紙「児童福祉司」資格要件調査票に該当する人（注5、6）

【表1】

学歴区分	必要な職務経験年数
・ 大学院博士課程又は修士課程の修了 ・ 大学（4年制の大学）の卒業	5年以上
・ 短期大学（2年制の短期大学）の卒業 ・ 高等専門学校卒業 ・ 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・ 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	7年以上
・ 高等学校の卒業	9年以上
・ 中学校の卒業	12年以上

注1 「福祉に関する職務経験」とは、福祉施設や病院等での相談援助業務や直接支援業務等の対人援助業務を指します。

注2 採用予定月の前月末日現在。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限り、また、同一期間内に学歴（適用する学歴区分の学歴及び当該学歴区分への入学のために必要な下位の学歴）と職務経験が重複する場合は、学歴か職務経験のいずれか一方の経験に限り、受験資格として認めます。

注3 非常勤職員やアルバイトとして勤務していた期間の職務経験年数については、勤務時間等（1日＝7時間45分、1月＝21日）により換算します。

注4 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科及び国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部（旧児童自立支援専門員養成所）における修業期間は、福祉に関する職務経験とみなします。

注5 児童福祉法第13条第3項又は同法施行規則第6条に該当する人。

注6 採用予定月の前月末日現在。合格通知後、指定日（7「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）までに要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

◎ A及びBの両方の要件を満たす必要があります。資格がないことが判明した場合は、書類選考及び口述考査の結果に関わらず採用されません。

◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 国籍は問いません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
 なお、以下の方は除きます。
 - ・教育公務員※ 1
 - ・東京都職員（任期付職員※ 2、会計年度任用職員、臨時的任用職員）の内、令和 7 年 9 月 30 日までに任期が満了する者
 ※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
 ※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。
- ◎ 過去東京都の一般任期付職員として、本選考案内で募集する各職務内容と同一の職務内容で 5 年間職務経験がある人は、同一の職務内容を受験することができません。

5 選考方法

（１）第 1 次選考

書類選考	履歴書、職務経験調書等による専門性の審査
小論文	<課題式> （回答文字数：1,200 字程度） 「児童相談所が直面する課題及び児童福祉司の役割について述べ、あなたの経験を活かし、児童福祉司としてどのように業務に取り組むか述べなさい」

- ◎ 申込書類により選考を行い、第 1 次選考合格者には第 1 次選考合格通知兼第 2 次選考受験票を電子メールで送付します。

（２）第 2 次選考

口述考査	人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接
------	-----------------------------

- ◎ 口述考査は第 1 次選考合格者に対してのみ行います。

6 申込手続

必ずインターネットで申込みをしてください。窓口での申込みは受け付けません。

- ※ 東京都福祉局総務部職員課が、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申込みを受け付けますので、事前にお問い合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申込みが困難な人も、東京都福祉局総務部職員課へお問い合わせください。

なお、郵送申込の場合の受付締切は、令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）（消印有効）です。

下記URLから必要書類の様式をダウンロードし、作成したうえで申込フォームから送信してください。

<URL>

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/bosyu_ichiran/ninkitsuki2.html



<申込時必要書類>

- ・ 受験申込書兼履歴書
- ・ 資格要件調査票（※申し込む職務内容に応じた調査票をお使いください。）
- ・ 職務経験調書（※福祉に関する職務経験に限らず、全ての職務経験について記入してください。）
- ・ 小論文（A4版、400字詰め原稿用紙 横書き）

<注意事項>

- ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。
- ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止、通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。

- ◎ 提出された書類等は返却しません。
- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、福祉局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

7 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験要件の確認及び給与決定の資料とするため、合格者には高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます。卒業（修了）証明書については各学校の様式で、在職証明書については東京都福祉局が指定する様式での発行を学校・勤務先へ依頼していただき、令和7年8月22日（金曜日）までの期間に提出していただくことになりますので、計画的に準備を進めるようにしてください。

8 任期付採用職員について

近年、都政に対するニーズの専門化・高度化が著しく進んでいます。このような状況に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を制定しました（平成15年1月1日施行）。

この条例は、地方公務員法の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年5月）等に基づくものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規程の適用を受けます。

9 任用及び給与について

東京都では、児童福祉に関する職務等で培った高度な知識や経験を活かし、児童相談所で**即戦力**として活躍していただける方を求めています。

採用後は主任として任用され、児童相談所の専門的機能強化にお役立ちいただくことを期待しています。

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（１年間に２０日、１０月１日採用の場合は５日分付与）の他、夏季休暇、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下の参考例は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を常勤職員として採用職種と同種の業務に従事していた場合に想定される初任給です。同種の業務の例として、職務内容が「児童福祉司」の場合は、児童相談所で相談援助業務に従事していた場合等が挙げられます。

【参考例】

職務経験	初任給
５年	約３０６，９００円

- ◎ この初任給は、令和７年３月３１日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和７年４月１日時点の給料月額に地域手当（２０％）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都福祉局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿２－８－１ 都庁第一本庁舎 ２７階北側

【電 話】 ０３（５３８８）３９４６（ダイヤルイン）

【福祉局ホームページ】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約１０分、都庁前駅（都営大江戸線）

《福祉局職員募集ホームページ》

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/shokuin/index.html>

《東京都児童相談所お仕事紹介サイト》

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/saiyou-jisou/>

《福祉局・保健医療局採用職種ナビ》

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/saiyou/index.html>